

名寄地区衛生施設事務組合条例第1号

名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

名寄地区衛生施設事務組合管理者

加藤 剛士

名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。